

桜川市空家等対策推進協議会設置要綱

平成 27 年 8 月 10 日

告示第 94 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）の規定に基づき設置する「桜川市空家対策推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、法第 2 条の規定について、次の各号に掲げることを行うものとする。

- (1) 空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 空家等対策計画の変更に関すること。
- (3) 特定空家等に対する認定及び措置に関すること。
- (4) 空家及び特定空家等に関する必要な調査、啓発活動に関すること。
- (5) 空家等の利活用に関すること。
- (6) その他必要な事項

(会議の委員及び任期)

第 3 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長が委嘱又は任命する者
 - ア 市民代表
 - イ 桜川市議会代表
 - ウ 茨城司法書士会
 - エ 茨城県宅地建物取引業協会
 - オ 茨城県建築士会
 - カ 桜川警察署長又はその指名する者
 - キ 桜川消防署長又はその指名する者
 - ク その他市長が必要と認める者
- (2) 桜川市長又はその指名する者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第 2 項第 1 号に掲げる委員は、委嘱又は任命当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長・副会長を各 1 名置く。

2 会長は市長を充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 4 副会長は、委員の中から会長が選任する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会議は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、市長公室企画課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。